

6 提出書類

本事業を利用するには、1～4（必須）と5～10（理由により必須）の提出が必要です。提出書類3（確認書兼誓約書）、6（就労証明書）、8（就学証明書）は、港区ホームページからダウンロードしてください。

提出書類	1 児童扶養手当証書、ひとり親医療証、戸籍謄本（全部事項証明書）の写し等			
	2 課税（非課税）証明書（令和8年1月1日現在港区に住民登録がある方は不要です）			
	3 確認書兼誓約書			
	4 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し）			
	理由		提出書類	
	・就労のため一時的に児童の世話に支障がある	外勤	5	・就労証明書（直近3か月以内に発行されたもの）
		自営	6	・就労証明書（直近3か月以内に発行されたもの）及び ・就労を証明する書類（開業届、営業許可証、確定申告書、登記簿謄本、受注書、請負契約書、源泉徴収票等いずれかのコピー）
	・求職活動のためハローワーク等に行く		7	・ハローワーク受付票のコピー （ハローワークが発行したもの）
	・技能習得のための教育訓練に通学している		8	・就学証明書（直近3か月以内に発行されたもの）及び ・就学の実態がわかるもの（時間割、カリキュラム等）
	・親族等の冠婚葬祭にひとり親家庭の保護者が出席する		9	・冠婚葬祭に出席することがわかるもの （結婚式の招待状等）
・ひとり親家庭の保護者が、疾病のため自宅で安静療養している（※）		10	・診断書のコピー （直近3か月以内に発行されたもので、発症時期や療養期間、家事等が困難な状態がわかるもの）	
・日常の家事及び育児を行っている同居の児童の祖父母等が疾病のため自宅で安静療養している（※）		保護者	・提出書類5～9	
		祖父母等	・提出書類10	
ア 自営業であっても法人（法人の代表者等）の場合は、「外勤」として就労証明書を提出してください。				
イ 自営業であって、ア以外の方で、事業所等の代表者が保護者または保護者の3親等以内の親族の場合は、「自営」として必要書類を提出してください。				
ウ 求職で申請した方は、就労が決定次第、就労証明書を提出してください。求職を理由とする場合の承認期間は、1人1回限り最長3か月間までです。				
エ （※）感染症の場合は派遣の対象外です。疾病を理由とする場合の承認期間は、療養期間までとなります。				
オ 障害者総合支援法の居宅介護サービス等及び介護保険法の訪問介護サービス等を受けることができる方は、まずはそちらのサービスを利用（申請）してください。本事業の対象で、各法律に基づくサービスが提供されないサービスがある場合は、提供されないサービス等に対応する本事業を利用することができます。利用時間は、支給決定される（支給決定されている）サービスの内容等を勘案して決定します。				
カ 記入いただいた事項と事実が異なる場合、申請は無効となります（利用承認後に判明した場合は、利用承認の取消となります）。				
キ 提出書類に不明な点がある場合や就労実態に不明な点がある場合などは、就労先等に連絡する場合があります。				

（例 就労のため一時的に児童の世話に支障があるとき ⇒ 1～4と6就労証明書）